

# ○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分	
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (201単位) (2) 1時間以上12時間未満 (301単位に30分を増すごとに+100単位) (3) 12時間以上24時間未満 (2,499単位に30分を増すごとに+98単位)
ロ 短期入所	1日につき (946単位)
ハ 共同生活援助(外部サービス利用型を除く)	1日につき (997単位)
初回加算 (1月につき200単位を加算)	
イ 医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき600単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき300単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)
	(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) (1日につき1,000単位を加算)
	(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) (1日につき500単位を加算)
ロ 医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算)
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算)
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算)
	(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)
送迎加算 ※短期入所のみ対象。 (片道につき186単位を加算)	
地域生活移行個別支援特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき670単位を加算)	
精神障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)	
強度行動障害者地域移行特別加算 ※共同生活援助のみ対象。 (1日につき300単位を加算)	
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×25/1,000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×18/1,000)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×10/1,000)
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十ハの90/100)
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十ハの80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×3/1,000)	

注 2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	注 低所得の利用者に対し支援を行った場合
×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	+15/100	1人1日当たり100単位を加算	1日につき48単位を加算

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計  
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可